

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和2年7月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和2年8月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和2年7月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の111件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室(内線75363)

	件名・要旨	受理年月日
1	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>本年7月から開始のプラスチック製買物袋の有料化について、プラスチックごみ削減の効果がほぼないこと、エコバッグの利用は衛生面で問題があること、消費者の利便性や購入意欲の減退を促すこと、国が強制的に行うべきものではないこと、新型コロナウイルス感染症による経済的ダメージを受けている現状において行うべきではないこと等を理由として、中止を求める。</p>	R2.7.1 ホームページ
2	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>本年7月から開始のプラスチック製買物袋の有料化について、これほど無駄なことではなく、新型コロナウイルス感染症対策としても逆行していることから、すぐにやめるべきである。</p>	R2.7.1 ホームページ
3	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>本年7月から開始のプラスチック製買物袋の有料化について、実質的な増税であること、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるエコバッグの使い回しは不衛生であること、プラスチックごみ全体に占める買物袋の割合は低くプラスチックごみ削減の効果が疑問があること、プラスチック製買物袋に係る業者の売上げ減少により更なる景気悪化が懸念されることを理由として、撤廃を希望する。</p>	R2.7.3 ホームページ
4	<p>[消費税の減税等について]</p> <p>消費税の減税、徴収する必要のない税金の撤廃、本年中における毎月1人10万円の給付を実施してほしい。</p>	R2.7.3 ホームページ
5	<p>[気象庁が発表する防災情報等について]</p> <p>気象庁は、防災情報発表の際に「命を守る行動をとってください」と言うが、具体的にいつどこで何が起こるのかを言わない。また、毎年水害が発生しているにもかかわらず、その予防対策に税金が使われていない。</p>	R2.7.4 ホームページ
6 7 8	<p>[西武信用金庫による不正融資について]</p> <p>西武信用金庫による担保余力のない不動産に対する過剰な融資によって債務超過に陥っているが、関東財務局が発表した西武信用金庫に対する行政処分の内容は、不十分・不明確である。金融庁が西武信用金庫が行った不正な行為を放置し続けることは、刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）に違反する行為であり、この不正融資スキームの全容解明と、行政から西武信用金庫に対する更なる適切な指導・処分を求める。</p> <p>また、この不正融資スキームについては国も積極的にバックアップしていたように見受けられるが、国は、責任逃れに終始するような姿勢をとるのではなく、何らかの対策を講じてほしい。</p>	[6] R2.7.6 郵送 [7,8] R2.7.9 ホームページ